

令和3年度補正予算  
デジタルツール等を活用した  
海外需要拡大事業費補助金  
(デジタルツール活用型)

【支援パートナー 公募要領】

<公募期間>

令和4年3月1日(火) ~ 令和4年3月18日(金)15:00 まで(厳守)

〔目 次〕

1. 目的	P 1
2. 支援パートナーの条件	P 1
3. 支援パートナーとしての義務	P 2
4. 支援パートナーとしての注意事項	P 3
5. 応募方法	P 4
6. 審査・採択方法	P 5
7. 事業スキーム	P 6
8. 守秘義務	P 7
9. 問い合わせ先	P 7

本公募は「デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業」の  
「支援パートナー (デジタルツール活用型)」の公募であり、  
間接補助事業者の公募ではありません。

1.1 版  
令和4年3月  
中小企業庁

【注】この公募要領は、必要に応じて改訂されることがありますので、最新のものを中小企業庁のホームページでご確認ください。

中小企業庁では、令和3年度補正予算「デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業（以下「本事業」という。）」において、優れたコンセプトや魅力的な地域資源を保有しているものの輸出販路が弱く十分に海外需要を取り込めていない中小企業者等が、コロナ禍によって変化する海外需要を取り込んでいけるよう、越境EC（電子商取引）を積極的に取り入れたブランディング、プロモーション等を行う上で必要となる様々な活動をサポートする民間の支援事業者等（以下「支援パートナー」という。）を公募します。

中小企業者等がブランディング、プロモーション等をサポートする支援パートナーを活用することで、特に海外販路開拓を効果的に行うことが可能となると考えられます。そのため、令和3年度補正予算事業においては、支援パートナーをあらかじめ事前に選定し、中小企業庁及び補助金管理事務局（以下「支援パートナー管理事務局」という。）が公表します。本事業を申請する中小企業者等（以下「間接補助事業者」という。）は、選定・公表された「支援パートナー」の中から、自らの事業に資する支援パートナーを選択し、支援パートナーとの協議を踏まえて事業計画を策定した上で、本事業への応募を行っていただくことを想定しています。

支援パートナーとしての参加を希望する支援事業者等におかれましては、下記の要領により本公募にご応募いただくようお願いします。

## 記

### 1. 目的

本事業は、優れたコンセプトや魅力的な地域資源を保有しているものの輸出販路が弱く十分に海外需要を取り込めていない中小企業者等が、コロナ禍によって変化する海外需要を取り込んでいけるよう、越境EC（電子商取引）を積極的に取り入れたブランディング、プロモーション等の取組を行う場合に、その経費の一部を補助することにより、地域中小企業等の海外への販路開拓、ブランド確立を目的としています。

支援パートナーは、自らが有する展開先市場に関する動向、トレンド、売れ筋の商材・サービス等に関する情報、支援ツール・ノウハウ、サービスなどを中小企業者に提供することにより、本事業の活用を通じて中小企業者等が実際の販路や市場獲得につながるようにサポートしていただくことを期待しています。本事業の詳しい事業スキームは、「7. 事業スキーム」を参照してください。

### 2. 支援パートナーの条件

支援パートナーは、以下に掲げる全ての条件を満たす必要があります。

- (1) 法人格を持つ企業・団体であること（国内・海外の所在は問わない）。
- (2) 現在までに、中小企業者等の越境ECを活用した販路拡大に関わる支援を継続実施しており、原則として3件以上、成果創出<sup>1</sup>に繋げた実績をもち、その要諦について説明可能なこと。
- (3) 越境ECを活用した販路拡大を目指す中小企業者等にとって有効な海外展開支援ツールまたはノウハウを持っていること。
- (4) 各種支援サービスを日本語（ビジネスレベル以上）で提供（対応）できること。

---

<sup>1</sup> 成約件数や成約金額など、定量的指標に基づく成果を明示することが望ましい

- (5) 支援パートナーとして中小企業支援を円滑に行うことができる財務基盤があること（直近の財務状況が債務超過となっている場合は、債務超過を解消するための具体的な計画を任意の様式で提出すること）。
- (6) 自社支援サービスの料金表やそれに類似するものを提出すること（提出していただいたものは原則として支援パートナー管理事務局のホームページで公開されます。また、必ず金額を明示してください）。
- (7) 支援パートナーの目的・仕組み及び補助金について十分理解し、支援パートナー管理事務局及び経済産業省からの求めに応じて柔軟に対応・協力できること。
- (8) 民法、刑法、職業安定法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、及び個人情報の保護に関する法律等の関連法規を遵守すること。
- (9) 次の①から⑤のいずれにも該当しない者であること。
- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第1212号)第2条により定める事業を営むものであるとき。  
(例) マージャン店・パチンコ店、ゲームセンター店等、性風俗関連特殊営業等
  - ② 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
  - ③ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
  - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。法人等が刑事告訴された結果、もしくは民法における不法行為を行った結果、係争中であるとき。

### 3. 支援パートナーとしての義務

支援パートナーは、支援パートナー管理事務局及び外部審査委員会による審査を経て、選定・公表されます。選定された支援パートナーには、以下の義務が発生します。

- (1) 補助金の申請にあたり、支援パートナーの利用を希望した間接補助事業者に対して、あらかじめ支援パートナー管理事務局と協議して決定した相談対応可能企業数(最低3社以上)まで事業計画策定の段階から販路開拓にかかる支援等を実施すること。なお、既存顧客からの相談のみならず、新規顧客からの相談についても、真摯に対応することとし、自社による支援が難しい場合には、間接補助事業者に対し、明確な理由を丁寧に説明すること。
- (2) 本事業に申請をする間接補助事業者に対して、あらかじめ料金表に基づいた見積書を提出し、事業支援に必要な金額・内容を明示し、合意を得ること。見積金額を変更する場合は、予め間接補助事業者へ確認し、再合意を得ること。
- (3) 本事業に申請をする間接補助事業者に対して、信義誠実の原則に従い誠実に対応すること。なお、間

接補助事業者が本事業に申請する場合、支援パートナーとの事前相談及び事業支援の内容に合意を得たことを証明する「事前協議確認書」の提出が必要となるため、双方が合意した場合は、事業支援を行う間接補助事業者に対し、当該書類（支援パートナー管理事務局が指定する様式）を送付すること。

- (4) 間接補助事業者の事業支援状況について、支援パートナー管理事務局が指定する様式にて報告書を提出すること。報告書の提出は、事業終了後を想定しているが、事業進捗の状況に応じて支援パートナー管理事務局が報告を求めた場合には、適宜対応すること。また、事業支援を行った間接補助事業者が、支援パートナー管理事務局に提出する実績報告書等についても同様に、作成等に協力すること。
- (5) 補助事業実施のために担当者を配置（他の業務との兼務も可）し、支援パートナーの利用を希望する間接補助事業者に対して、十分なサービスを提供する体制を構築すること。
- (6) その他上記に当てはまらない項目については、支援パートナー管理事務局と協議すること。

#### 4. 支援パートナーとしての注意事項

- (1) 支援パートナーに選定された際には、支援パートナーの役割を正しく理解し、また上記 2. 及び 3. に記載した事項を含む支援パートナーとしての権利義務等を遵守することを誓約する旨の念書の提出を求めます。
- (2) 本公募は、本事業における間接補助事業者が、特に越境 E C を活用した海外の新規販路開拓にあたって効果的な取組を行う支援を念頭においています。効果的な取組に資するサービスを提供する場合に、自社の料金表に基づく料金をその対価として間接補助事業者から受け取ることも可能ですが、支援パートナーとなったことをもって間接補助事業者との間でサービス提供の成立を保証するものではありません。
- (3) 本補助金の補助対象となる経費は、間接補助事業の採択決定後、補助金管理事務局が間接補助事業者に対して行う交付決定以降に発生する経費のうち、当該間接補助事業に係るものに限られます。交付決定前に生じた相談料等は、交付決定前の費用を間接補助事業者から徴収することを妨げるものではありませんが、補助対象となりません。交付決定前に生じた相談料等を間接補助事業者から徴収する場合は、あらかじめ間接補助事業者にその旨を明示してください。
- (4) 支援パートナーは、間接補助事業者に該当しないため、補助金の直接的な交付対象とはなりません。間接補助事業者が支援パートナーに対して支払う対価は、補助対象となります（交付決定前の経費を除く）。なお、事前相談等を行っていた間接補助事業者が採択された場合に、採択決定に係る報酬（例：補助金額の〇%といった成功報酬等）を間接補助事業者に要求することは認められておりません。事実が発覚した場合は、支援パートナーの選定を取消しますのでご注意ください。
- (5) 支援パートナーへの応募後は、支援パートナー管理事務局及び外部審査委員会が審査を行います。選定結果は、支援パートナー管理事務局が指定するホームページで公表します。審査に際して機密保持には十分配慮いたしますが、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる場合もありますのでご了承ください。
- (6) 応募書類に記載する内容は、今後の本制度の体制構築の基本方針となります。応募後に支援パートナー管理事務局との協議を経た上で、最終的な実施内容の確定を行います。なお、応募者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、支援パートナーの選定を取消す場合がありますのでご注意ください。

- (7) 支援パートナーに選定された場合、その旨をプレスリリース等で公表することを妨げるものではありませんが、事前に支援パートナー管理事務局に報告してください。
- (8) 支援パートナーとして行った支援内容については、公表することがあります。
- (9) 間接補助事業者（本事業の申請を予定している者も含む。）及び以下のいずれかに該当する者は、支援パートナーに応募することはできません。
- ① 間接補助事業者と子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。）又は親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。）の関係にある場合
  - ② 間接補助事業者と海外子会社等（受託者が、半数以上の発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を所有している、外国の法令に基づいて設立された法人。）又は海外親会社等（受託者の半数以上の発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を所有している、外国の法令に基づいて設立された法人。）の関係にある場合
  - ③ 間接補助事業者を子会社等とする法人と子会社等又は海外子会社等の関係にある場合
  - ④ 間接補助事業者を海外子会社等とする法人と子会社等又は海外子会社等の関係にある場合
  - ⑤ 間接補助事業者と子法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第2条第4号に規定する子法人をいう。）の関係にある場合
  - ⑥ 一般社団法人又は一般財団法人であって、間接補助事業者並びに上記①ないし④に該当する者が、総社員の議決権の過半数を有する場合

## 5. 応募方法

応募は以下の内容で受付を行います。必要事項を記載の上、期間内にご提出をお願い致します。

応募期間：令和4年3月1日(火) ～ 令和4年3月18日(金)15:00まで（必着）

応募方法：必要書類を記入の上、以下の受付フォーム（アップロード形式）にて提出。

提出先：URL：[https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/chusyokeiensienshien/r3\\_digital-shien](https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/chusyokeiensienshien/r3_digital-shien)

結果公表：令和4年5月中旬頃を予定

必要書類：以下の①～⑧のうち、該当するものを提出。

- ① 応募書類（様式1）（必須）
- ② 応募書類別紙（別紙1）（必須）
- ③ 支援概要を示す資料（別紙2）（必須）
- ④ 料金表・それに類似する資料（様式任意）（必須）
- ⑤ ④の料金の適正性・妥当性を示す書類（様式任意）（必須）<sup>2</sup>
- ⑥ 自社のロゴマーク（.jpeg形式 ロゴマークがある場合必須）
- ⑦（債務超過の場合）債務超過を解消するための具体的な計画（様式任意）
- ⑧ その他、補足資料(任意)

---

<sup>2</sup> 提供するサービスが市場価格に適して妥当であること、或いはサービスに独自性があり市場価格が存在しない場合はその算定根拠を明確に示すこと

<注意事項>

- ※ ①～⑧の応募書類については、別途公募する本事業の補助金管理事務局及び、今後、類似・関連事業において同様趣旨の制度が実施される場合、当該事業の事務局に対して情報共有します。情報共有に際し、都度、事前に本公募の応募者に対して、情報共有をする旨の確認等はいりません。
- ※ 応募においては体裁が崩れる懸念があるため PDF 形式で提出いただくと同時に、必ず編集可能な形式 (Word・Excel・PowerPoint 等) の電子データも併せて提出してください。
- ※ 応募書類の電子データは、zip ファイルに圧縮して1つのファイルにまとめた上で提出してください。  
なお、1 ファイルあたり 10MB の容量制限がございますので、10MB を超える場合は、2 つ以上の zip ファイルに分割して提出してください。
- ※ ④については、必ず金額（目安でも結構です）を明示してください。「個別ケースに応じて判断」「要相談」等、目安金額が分からないような記載は認められず、書類不備として審査を行いません。なお、記載された内容に大幅な乖離があった場合には、支援パートナーの選定を取り消す場合がありますのでご注意ください。
- ※ 作成する書類のフォントサイズは 10pt 以上としてください。
- ※ 提出するファイル名は、以下のように記載してください。  
(例)①\_申請書(様式1)\_会社名 / (例)⑧\_補足資料\_会社名\_④算出根拠について
  - ・ 各ファイル名には、申請者名を記載すること。
  - ・ ファイル名の間は半角アンダーバー(\_)で繋ぐこと。
  - ・ 使用する英数字・記号は全て半角にし、「株式会社」等の法人形態は省略すること。

## 6. 審査・採択方法

(1) 下記(2)に該当しない者

提出いただいた書面の審査（以下「書面審査」という。）を行います。誤った様式を使用して応募をされた場合や必須事項の記載がない場合、必要書類の提出がない場合は、支援パートナーとして選定されませんのでご注意ください。

また、審査委員会は非公開です。審査の経過や採択されなかった理由等に関するお問合せには応じられませんのでご了承ください。

(2) 令和3年度 **JAPANブランド育成支援等事業**（以下「**令和3年度当初予算事業**」という。）の支援パートナーに選定された者

希望者のみ本事業の支援パートナーとして引き続き選定されます（書面審査は実施しません）。ただし、本事業は、令和3年度当初予算事業と異なり、支援パートナーとして、間接補助事業者の越境ECを積極的に取り入れたブランディング、プロモーション等を行う上で必要となる様々な活動をサポートできる方を対象としているため、本事業の趣旨に沿わない方は、応募をご遠慮ください。継続手続等の詳細につきましては、別途、支援パートナー管理事務局からご連絡いたします。

## 7. 事業スキーム

本事業は、以下のスキームで実施することを予定しています。支援パートナーへ申請する際は、本事業のスキームについてよく理解した上で申請してください（ただし、詳細は今後変更になる場合があります）。

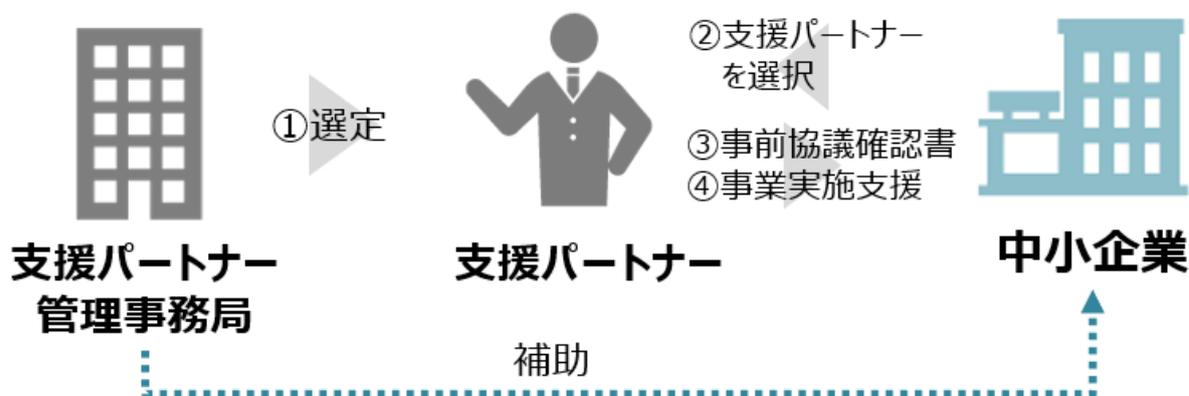
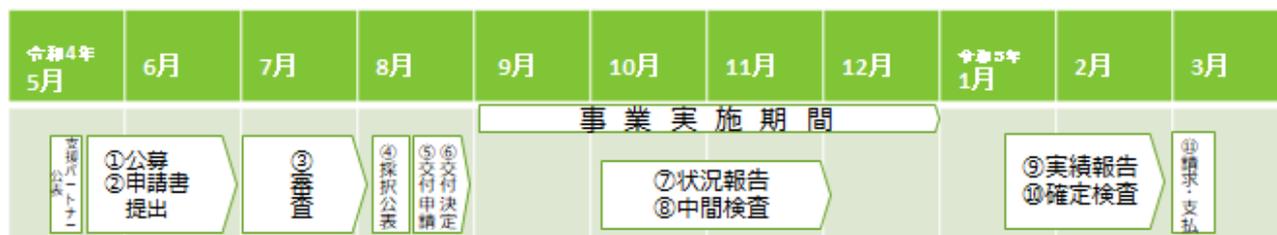
<間接補助事業者の申請要件について>

- ①越境ECを利用した海外での販路開拓（拡大）をすること
- ②海外展開予定の自社製品がすでに存在していること
- ③商品力・ブランド力確立のために商品のプロモーション等を実施すること
- ④支援パートナーが提供する支援サービスを受けること

<間接補助事業者の補助対象経費について>

謝金／旅費／通訳・翻訳費／広報費／マーケティング調査費／産業財産権等取得等費／  
 通信運搬費（越境ECにて販売した商品の配送に係る費用等は補助対象外）／  
 設計・デザイン費（海外向け商品パッケージの作成に係る費用等を補助対象とし、新商品の開発や  
 商品の大幅な改変に係る費用等は補助対象外）／  
 委託・外注費（越境ECの活用自体に係る費用（ECサイト利用料・手数料等）は補助対象外）

<スケジュール案>



## 8. 守秘義務

- (1) 支援パートナーは、本制度の参加を通じて知り得た情報を、本制度の目的以外には使用せず、法律又は裁判所若しくはその他の行政機関又はその他の公的機関の規則又は命令等に基づき開示を求められた場合を除き、相手の事前の了解なく第三者に開示、又は漏洩させてはなりません。
- (2) 支援パートナーは、上記に定める事項について、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

## 9. 問い合わせ先

支援パートナー管理事務局

E-mail : [bzl-digital-shien@meti.go.jp](mailto:bzl-digital-shien@meti.go.jp)

## 支援パートナー公募要領の改訂履歴

バージョン	公表日	改訂内容
1.0	令和4年3月1日	・初版発行
1.1	令和4年3月3日	・「6. 審査・採択方法」について、面接審査を実施する旨の記載を削除。